

こんにちは! 社協です!!

ふれあいネットワーク

2014

10月

No.112



ひ孫と
いっしょ
シリーズ111

千種町 河呂

おはた たみえ
尾畠 民恵さん(92歳)

○花乃さん(13歳)

おはた とおる ゆみ
尾畠 徹さん・由美さん

■長女

権利擁護

社協が取り組む

特集
P2・3

いつまでも住み慣れた地域で
暮らしていくために

●いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくために



福祉サービス利用援助事業による支援にむけて利用者宅で打合せを行う関係者（H26.9月）

社協が取組む

権利擁護

認知症などで物忘れが進んだ方、知的障がいや精神障がいがあり判断能力に不安のある方。「権利擁護」は、そのような方々の生活上の判断を手伝い、その人らしい生活が送れるよう、権利を護ることです。

今月号では、認知症や判断能力に不安がある方の支援として社協が取り組む権利擁護事業である「福祉サービス利用援助事業」と成年後見制度への利用支援についてご紹介します。

権利擁護とは

年を重ねることで物事を判断する力が衰え、認知症と診断される、その結果、悪徳商法の被害に遭うなど、自分の利益を自分の力で守れなくなってしまう。そんな高齢者や障がいをもつ人のために、人権をはじめとしたさまざまな権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりするのが「権利擁護」です。

それは、特別な話ではなく、個人が人間としての尊厳をもって生きていくことを生活上の重要な場面でサポートすることであり、その人らしく生きていくように支えることです。

高齢化が進む中、こうした「権利擁護」の問題は、介護の現場や社会福祉分野において、今、大きな課題の一つとなつています。

増える認知症高齢者

「もし家族や身近な人、自分自身が認知症になったら」と考えたことのある人も多いのではないだろうか。厚生労働省によると全国の65歳以上の高齢者のうち、介護保険制度を利用している認知症高齢者は、平成22年時点で約280万人。平成27年には345万人、平成32年には410万人、そして、平成37年には470万人になると推計されています。

今後、さらに認知症高齢者の数が増大するとともに、高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加します。地域で暮らし続けていくためにはご近所での見守り、助け合いだけに留まらず様々な生活支援サービスが必要になります。

※成年後見制度とは「成年後見制度」には、法定後見と任意後見があります。法定後見とは、既に判断能力が十分でない人が対象で、家庭裁判所が後見人を選びます。本人の状況により後見・保佐・補助の3種類に分かれ、軽度の認知症などでも利用しやすいしくみになっています。一方、任意後見は、本人がまだ判断能力があるうちに将来に備えて自分で後見人を選び、財産管理などの代理権を与える契約を結んでおく制度です。

福祉サービス利用援助事業をご利用いただける方は？

在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの方で、本人の利用意思が確認できる方です。家族と一緒に住んでいる方やグループホームやケアハウスなどに住んでいる方も利用できます。

こんな不安にお応えします

介護保険や障害福祉サービスなどの利用手続きがわかりません。



福祉サービスの利用支援

お金のやりとりや預金の出し入れに自信がありません。



日常の金銭管理

通帳や印鑑・年金証書をなくしてしまいます。



通帳などの預かり

在宅での暮らしをいつまでも

「自分らしく、住み慣れた地域で安心して住み続けたい」だれもが持っているこの願いの実現をお手伝いするための福祉制度のひとつが「福祉サービス利用援助事業」です。

認知機能が低下し日常生活に不安を抱えている状態で、在宅生活を続けていくには、介護保険などの福祉サービスの利用が望まれます。しかしサービスを利用するには、自分で福祉サービスを選び、契約しなければなら

成年後見制度の利用支援にむけて

成年後見制度の利用を

福祉サービス利用援助事業では、土地や家屋など大きな財産を管理することや、福祉施設への入所や入院するときの保証人になることはできません。また、認知症が進み意思表示ができなくなった方には、支援を継続できないことになっています。そのような方には「成年後見制度」を利用していただくことになり

りません。判断能力に不安がある方でも自分で福祉サービスを選び、利用しながら安心して地域で暮らせるように「福祉サービス利用援助事業」では、専門の支援員が介護事業者との契約を結ぶように説明や助言を行います。また、その利用料の支払いや生活費などの金銭管理、そしてケアマネジャーやホームヘルパーなどの専門職と連携し、在宅で安心した生活ができるようお手伝いします。

西播磨でセンターの設立へ

こうした中、西播磨の4市（たつの市・相生市・赤穂市・宍粟市）と3町（太子町・上郡町・佐用町）では、今年度から行政の担当部署と社協など関係団体により「西播磨成年後見支援センター」の設立に向けた協議が始まっています。

同センターは平成28年度を目途に設立するもので、その業務は、社協が委託を受ける方向が打ち出されています。また、設立の目的案には、「判断能力が低下し、成年後見制度を必要とする認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう西播磨成年後見支援センターを設立し、成年後見制度の普及や身近な地域で権利擁護の観点からこれらの利用者を支える社会貢献の精神を持った「市民後見人」を育成、支援し、地域福祉の推進に寄与する」と謳っています。

最近では、福祉サービス利用援助事業の利用者が成年後見制度の利用へ移行されるケースも増えています。

時代の要請でもありますが、成年後見制度の支援を目的としたセンターが私たちの身近なところ設立される日も間近です。

※市民後見人とは一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。自治体などが行う養成研修を行っている。

やさしさ
まさき

若葉のように元気でいきいきと!

鳶沢地区「若葉の会」

9月28日(日)、学遊館アイビードーム(山崎町東下野)で、鳶沢地区の65歳以上のひとり暮らしの会「若葉の会」が、開催され26人が参加しました。この会は、「若葉のようにいつまでも元気でいきいきしていこう」と名付けられ、同地区内12自治会の民生委員児童委員と福祉委員が企画運営されています。

今年も一軒ずつ案内状をお届けし、送迎の調整などを進めました。参加者のみなさんは、会食や余興を楽しまれ「普段は会えん人とうようさん会えてよかった」「また来年みんなで寄るまで元気でおううで」など、地区で開催する良さや活力につながる声が聞けました。

閉会の挨拶をされた宇野代表福祉委員の久保光生さんは、「このつどい



余興では「山崎民児協ハーモニカグループ」の演奏に合わせて、戦後のヒット曲などで合唱(学遊館アイビードーム)

が、地区全体の支え合いの一助になればいいと願っています」としめくくられました。これからも、自治会の枠を越え地区全体で支え合いにつなげるこの活動が、長く続くことを願っています。

(山崎支部 森井裕矢)

い
ちのみや

秋の夜長は映画館へ集まろう!

上野田映画館



「懐かしいなあ。巡回映画、またやってほしいなあ。」

昭和30年代のテレビがまだ普及していない頃、染河内地区では住民が集まって巡回映画を楽しむ場がありました。

そこで、上野田自治会では、かつてのような映画を通したふれあいの場を作ってほしい、という高齢者の声にこたえて、今年4月から「上野田映画館」を公民館で開催しています。

3回目となる9月12日(金)の夜に開催した映画会では17人が「忠臣蔵」を楽しみました。

「もっとたくさんの人に來てもらいたい」と自治会長の植木保さん。

上野田自治会は、今年



「次回も楽しみやわ〜」と上映後のみなさん

度から2年間に渡り、本会の小地域福祉活動モデル地区の指定を受け、「自治会行事への参加をきっかけに住民同士のつながりづくりをしたい」との思いで福祉活動を実践されています。

これからも、モデル地区事業を通じて、住民と一緒に考える地域福祉活動に取り組んで下さい。

次回の上野田映画館で集まるのが待ち遠しいですね。

(本部・一宮支部 三宅あゆみ)

は
が

身近な地域でお祝い

野尻のミニ敬老会

9月7日(日)、野尻公民館でミニ敬老会が行われ、24人が参加されました。

この催しは、敬老月間にちなみ、地域の高齢者の方々をみんなでお祝いしよう、ボランティアによって平成18年から始まっています。今年からは福祉委員

が中心となっており、実施されています。

当日は、会食やミニゲームをはじめ、お昼からは市内のイベントで活躍中の高校生、山森智輝君のマジックショーも行われました。

参加者からは、「町の敬老会は元気でないと行けないし、近くでしてくれるありがたいんですよ」と、感謝の声が聞かれました。



「あらっ、何でやろ?」消えたコインにびっくり(野尻公民館)

「野尻は自治会も住民もみんなが協力的で助かります。今後はボランティアの活動の幅も広がっていったら」と代表福祉委員の植田美代子さん。

身近な地域で心をこめてお祝いしたいとの思いから始められた「ミニ敬老会」の取り組み。町内でも少しずつ広がっています。

(波賀支部 平有利菜)

「パン食い競争、おもしろかったなあ」

西河内を楽しくする会

9月21日(日)、西河内公民館には総勢26人が集まりました。ちょうど運動会の時期でもあり、ふれあいサロンでミニ運動会を行いました。

昨年までの2年間は小地域福祉活動モデル地区の指定を受け、福祉委員と社協が協力しながらふれあいサロンを続けてきました。

「西河内を楽しいところにしたい」との思いから、元婦人会の有志が集まり「西河内を楽しくする会」を結成し、今年からふれあいサロンの運営を担っています。

これまで通り福祉委員はチラシを配りながら見守り活動を続けています。

「楽しくする会のみなさんがサロンを運営してくれてやで、助かっています」と福祉連絡会代表の亀井朝男さん。



『あんパンはどれや?』(西河内公民館)

サロン終了後には、次回の日程や内容について話合いの場を持ち、毎月の開催につながっています。

地域の誰もが気軽に寄れるふれあいサロンがこれからもずっと続くように応援していきます。

(千種支部 小原志のぶ)

ち
くさ

1.17 KOBEに灯りを! ～ 阪神淡路大震災から20年 ～



阪神淡路大震災で亡くなられた方々への慰霊と鎮魂、そして震災から生まれた「きずな・支え合う心」を語り継いでいくため、来年1月17日に震災20年の「阪神淡路大震災1.17のつどい」が開催されます。宍粟市からも竹筒やろうソクをお届けしますので、みなさまのご協力をお願いします。

竹筒づくり ボランティア求む!

「竹筒として使用する孟宗竹の伐り出し・加工、そしてメッセージを書き込み神戸へ届けます。みなさん竹筒づくりにご協力ください。」



昨年は646本の竹筒を作成し神戸へ届けました



竹筒とろうソクの提供をお願いします

ろうソク 不用なろうソクをご提供ください。色や模様がついたもの、どのような形のものでもかまいません。

竹筒 長さ40cm～60cm、直径10cm
上部は約45度にカットします。

お問合せ:各支部

日 時: 11月19日(水)午前9時～正午
場 所: 一宮保健福祉センター集合
持ち物: 竹を切る道具をご持参ください
協 力: 宍粟市ボランティア連絡会
ぶるーべりい会

お問合せ:本部72-8787

敬老のお祝いに「匂い袋」 ～上野しあわせ会～



匂い袋
作品には
メッセージが...



「何か世の中のお役にたちたい」と活動を始めて、今年で35年。上野しあわせ会は、手芸ボランティアとして交通安全運動のマスコット、小学校へ卒業祝いとして「写真立て」等、全て手作りで心のこもった贈り物を届ける活動を続けているグループです。

今年は「匂い袋」130個を作り上野の敬老会で、参加者へプレゼントされました。

「続けられる限り、できることを精いっぱいさせてもらおうと思っています」と代表の瀧元善子さん。

これからも無理なく活動が続けられますよう、見守っていききたいと思います。

(波賀支部 坂本幸子)

ボランティア センター日誌 元気で活動をするためには?! ～宍粟市ボランティアのつどい～



健康であってこそそのボランティアです

9月10日(水) センターちくさ

宍粟市ボランティア連絡会では、市内で活動するボランティアの交流の場として、ボランティアのつどいを開催し、124人が参加しました。

「地域の絆と健康を考える女性の会」によるフラダンスや宍粟総合病院の福田昌弘先生による「ボランティアを続けるための健康講話」を聴きました。

参加者からは、「ボランティアを続けるには、やっぱり健康でないとな」「おおぜいの方と出会えてよかった」などの声を聞くことができました。

みなさん、長くボランティアを続けるために健康にも気を付けてくださいね。

(千種支部 小原志のぶ)